

5 避難

資料5-1 避難所等一覧

地区	No.	施設名称	住 所	電 話 番 号	運用者	標高	避 難 場 所 面 積	収 容 可 能 人 員
本 町	1	豊浦小学校	豊浦町 字船見町95-3	83-2017	校 長	46.3m	418.2m ²	139人
	2	豊浦中学校	豊浦町 字船見町123-2	83-2079	校 長	50.1m	748.8m ²	249人
	3	スポーツセンター	豊浦町 字船見町95-2	83-2239	生 涯 学 習 課	31.8m	1,001.0m ²	333人
	4	海岸町福祉の家	豊浦町 字海岸町51-1	83-2121	町民課	4.0m	29.9m ²	9人
	5	豊浦町社会館	豊浦町 字幸町86-2	83-2221	商工会	7.9m	444.1m ²	148人
	6	旭 町 そよかぜ団地	豊浦町 字旭町44-107	83-1420	建設課	32.0m	66.2m ²	22人
	7	ふるさとドーム	豊浦町 字浜町17-17	83-2239	生 涯 学 習 課	1.5m	1,176.0m ²	392人
	8	いずみの学校	豊浦町 字東雲町83-2	83-2630	いずみの 学 校	102.6m	940.4m ²	313人
北 部	9	桜集会所	豊浦町 字桜206-3	83-1406	町民課	236.0m	158.9m ²	52人
	10	旧大和小学校	豊浦町 字大和151	83-2121	総務課	105.0m	490.0m ²	163人
	11	大和多目的 集 会 所	豊浦町 字大和138-2	83-1406	町民課	102.2m	75.0m ²	25人
	12	美和集会所	豊浦町 字美和117-2	83-1406	町民課	106.0m	50.8m ²	16人
	13	旧美和小学校	豊浦町字美和 121	83-2121	総務課	113.0m	450m ²	160人
	14	山梨集会所	豊浦町 字山梨217	83-1406	総務課	204.5m	132.0m ²	44人
	15	新山梨集会所	豊浦町 字新山梨394-3	83-1406	町民課	190.0m	208.2m ²	69人
	16	上泉集会所	豊浦町 字上泉572	83-1406	町民課	245.0m	32.3m ²	10人

地区	No.	施設名称	住 所	電 話 番 号	運用者	標高	避 難 場 所 面 積	収 容 可 能 人 員
	17	新富保健福祉会館	豊浦町 字新富228	83-1406	町民課	225.0m	169.0m ²	20人
大 岸	18	大岸小学校	豊浦町 字大岸91-1	84-1011	校 長	3.6m	500.0m ² (665.2m ²)	166人
	19	大岸 いきいきセンター	豊浦町 字大岸97-60	83-1406	町民課	3.1m	220.0m ²	73人
	20	大岸福祉の家	豊浦町 字大岸166-11	83-1406	町民課	3.0m	79.5m ²	26人
	21	幸 豊 園	豊浦町 字大岸151-2	84-1053	(株)幸清会	4.9m	(362.4m ²)	227人
	22	(株)北海道裕雅	豊浦町 字大岸147-2	84-1477	(株)北海道裕雅	26.4m		25人
礼 文 華	23	礼文華小学校	豊浦町 字礼文華169	85-1014	校 長	4.4m	546.0m ² (565.6m ²)	182人
	24	礼文華生活館	豊浦町 字礼文華156-1	83-1406	民生課	2.6m	222.0m ²	74人
	25	旧礼文華中学校	豊浦町 字礼文華169	83-3954	生涯 学習課	4.6m	(715.3m ²)	238人
福 祉 避 難 所	26	総合保健福祉施設 やまびこ	豊浦町 字東雲町16-1	83-2408	総合保 健福祉 施設	34.4m	3174.0m ²	64人
	27	高齢者コミュニティー センター	豊浦町 字東雲町16-1	83-2408	総合保 健福祉 施設	34.4m	370m ²	30人

※ (株)北海道裕雅の敷地を車両避難先として、25台のスペースを確保

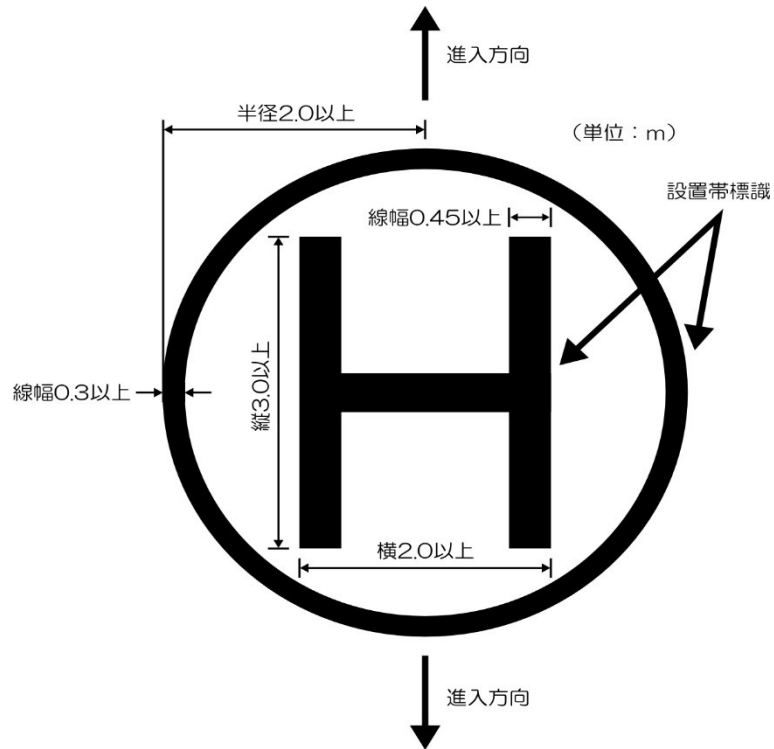
資料5-2 ヘリコプター離着陸可能地

1 離着陸可能地

名称	所在地	北緯	東経	土地状況					管理者	
		度分秒	度分秒	長さ×幅 (m)	規模	避難所 指定	表面	散水 要否	連絡先	電話 番号
豊浦町町民 グラウンド	字船見町 95	42 35 02	140 45 48	100×70	c	有	砂質	要	学校長	83-3954
豊浦小学校 グラウンド	字船見町 108	42 35 08	140 45 56	100×70	c	有	砂質	要	学校長	83-2017
旧大岸中学 校グラウン ド	字大岸 116	42 35 22	140 38 34	120×80	c	有	砂質	要	豊浦町 教育委員会	83-2239
旧山梨小学 校グラウン ド	字山梨 127	42 41 29	140 43 38	70×50	c		砂質	要	豊浦町 教育委員会	83-2239
旧新山梨小 学校グラウ ンド	字新山梨 394	42 38 28	140 39 55	50×40	c	有	砂質	要	豊浦町 教育委員会	83-2239
豊浦ふるさ とドーム駐 車場	字浜町 17	42 35 10	140 42 07	50×40	c	有	コン クリ	否	豊浦町 教育委員会	83-3954
旧大和小学 校グラウン ド	字大和 151	42 38 54	140 44 00	75×55	c		砂質	要	学校長	86-1113

※いずれも冬季使用可能、給油不可

2 Hマーク（陸上ヘリポートの場合）



資料5-3 避難施設の災害の危険性

NO	名称	崖崩れ 土石流 地すべり	大規模な 火事	洪水	高潮	噴火に 伴い 発生 する 火山 現象	津波	地震
1	豊浦小学校	○	○	○	○	○	○	○
2	豊浦中学校	○	○	○	○	○	○	○
3	スポーツセンター	○	○	○	○	○	○	○
4	海岸町福祉の家	×	○	×	×	○	×	○
5	社会館	○	○	○	×	○	×	○
6	旭町そよかぜ団地	○	○	×	○	○	○	○
7	ふるさとドーム	○	○	×	×	○	×	○
8	いずみの学校	○	○	○	○	○	○	○
9	総合保健福祉施設やまびこ	○	○	○	○	○	○	○
10	高齢者コミュニティセンター	○	○	○	○	○	○	○
11	桜集会所	○	○	○	○	○	○	×
12	旧大和小学校	×	○	×	○	○	○	○
13	大和多目的集会所	×	○	×	○	○	○	○
14	美和集会所	○	○	○	○	○	○	×
15	旧美和小学校	○	○	○	○	○	○	○
16	山梨集会所	×	○	○	○	○	○	×
17	旧新山梨小学校	○	○	○	○	○	○	○
18	上泉集会所	○	○	○	○	○	○	×
19	新富保健福祉館	○	○	○	○	○	○	×
20	大岸小学校	○	○	×	緊急	○	緊急	○
21	大岸いきいきセンター	○	○	×	×	○	×	○
22	大岸福祉の家	○	○	×	×	○	×	○
23	幸豊園	緊急	緊急	×	緊急	緊急	緊急	緊急
24	(株)北海道裕雅	緊急	緊急	緊急	緊急	緊急	緊急	緊急
25	礼文華小学校	○	○	×	○	○	緊急	○
26	礼文華生活館	○	○	○	×	○	×	○
27	旧礼文華中学校	○	○	×	○	○	緊急	×

※収容可能人員の算定は 3 m^2 /人とします。

(ただし、津波災害時において一時避難所として利用する場合は、 1.6 m^2 /人とします。)

※学校施設の利用は体育館のみとします。

(ただし、津波災害時において一時避難所として利用する場合は、2階及び屋上を開放します。)

※総合保健福祉施設やまびこ及び高齢者コミュニティセンターは、障がい者や高齢者等一般の避難所生活が困難な人が対象となる福祉避難所です。

※“緊急”と表記されている避難所等は、被害が切迫している場合の緊急的(一時的)な避難場所としても利用できます。

資料5-4 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設

名称	所在地	津波	洪水	土砂災害
特別養護老人ホーム幸豊園	字大岸 151-2	○	×	○
グループホームぬく杜の郷・しおさい	字浜町 17-3	×	×	○
グループホーム幸豊ハイツ・ほのぼの	字大岸 151-18	○	×	○
就労継続支援B型 ワークランドかっこう	字大和 138-1	○	×	○
就労継続支援B型 ワークランドかっこう豊浦駅出張所	字旭町 21	○	×	○
共同生活住居「ひまわり荘」	字大和 138-16	○	×	○
共同生活住居「あじさい荘」	字大和 83-1	○	×	○
大岸保育所	字大岸 97-60	×	×	○
認可外保育園 おひさま	字礼文華 73-5	×	×	×
大岸小学校	字大岸 91-1	○	×	○
礼文華小学校	字礼文華 169	○	×	○

○：津波災害警戒区域・洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域の外

×：津波災害警戒区域・洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域の内

資料5-5 避難情報の判断・伝達マニュアル

1. 洪水編

(1) 避難情報の対象とする大雨（浸水害）

ア 立ち退き避難が必要な災害の事象

- (ア) 比較的大きな河川において、堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらす浸水が予想される時
- (イ) 山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより、川岸の家屋の流失をもたらす浸水が予想される時
- (ウ) 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内での安全確保措置では身体に危険が及ぶ可能性のある時

(2) 避難情報の対象とする浸水害の危険性がある区域

町が掲げる災害が予想される重要警戒区域
<input type="checkbox"/> 水防区域 <input type="checkbox"/> 防災ハザードマップに示された浸水想定区域内
その他の場所
<input type="checkbox"/> 異常現象の発見の通報があった箇所とその隣接区域 <input type="checkbox"/> 山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されている箇所 <input type="checkbox"/> 氾濫した水の流れにより家屋の流失をもたらす可能性のある箇所 <input type="checkbox"/> 河川周辺の下水道工事等、地下で作業を行っている区域

(3) 避難情報を判断する情報

ア 気象情報等

項目	提供元	説明
水位到達情報	国土交通省 北海道	水位周知河川（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川）について「現況」の洪水危険度が発表される。 <<川の防災情報>> <<市町村向け川の防災情報>> https://city.river.go.jp/kawabou/cityLogin.do ※要ID、パスワード
水防警報	国土交通省 北海道	河川が所定の水位に達した際に、防災機関（水防団や消防機関など）の出動の指針とするために発表される。 [対象河川] 厚沢部川、安野呂川、鶉川
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水発生危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水発生危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	気象庁	大雨による浸水発生危険度を表す面的分布情報。1km四方の領域（メッシュ）毎に、短時間強雨による浸水発生危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。
洪水注意報	気象庁	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。警戒レベル2。
洪水警報	気象庁	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。警戒レベル3相当情報。
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。注意を呼びかける対象となる災害に応じ、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。警戒レベル2。

項目	提供元	説明
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。「大雨警報（土砂災害）」は警戒レベル3相当情報。
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。警戒レベル5相当情報。
府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区気象台及び各地方気象台から適時発表される。
ナウキャスト （雨雲の動き・ 雷・竜巻）	気象庁	1時間先までの降水分布、雷の活動度及び竜巻発生確度の予報を表示するもの。
今後の雨 （解析雨量・ 降水短時間予報）	気象庁	現時刻までの前1時間雨量の分布および15時間先までの1時間ごとの予測雨量分布を表示するもの。
流域雨量指数の 6時間先までの 予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。
地点別浸水 シミュレーション 検索システム （浸水ナビ）	国土交通省	浸水想定区域図を電子地図上に表示するシステム。想定破堤点、浸水想定（浸水深、浸水到達時間、浸水継続時間）、河川の水位情報（川の防災情報へのリンク）等を表示するもの。

□町の基準値（令和5年6月8日）

警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	13
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	146
	洪水		流域雨量指数基準	新富川流域=6.3, 貫気別川流域=22.1, 壮滝別川流域=9.7, 小鉢岸川流域=11.7, 礼文華川流域=8.3, 豊泉川流域=7.5
			複合基準	表面雨量指数, 流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。
		指定河川洪水予報による基準	—	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	8
			土壌雨量指数基準	78
	洪水		流域雨量指数基準	新富川流域=4.9, 貫気別川流域=17.6, 壮滝別川流域=7.7, 小鉢岸川流域=9.3, 礼文華川流域=6.6, 豊泉川流域=6
			複合基準	表面雨量指数, 流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。
		指定河川洪水予報による基準	—	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm

注) 表面雨量指数…短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標

土壌雨量指数…降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標

流域雨量指数…河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標

イ 異常現象の通報

次の異常現象の通報があった場合には、状況を勘案し、避難情報発令の判断を行うものとする。

(ア) 避難の必要性に関する通報があったとき

(イ) 浸水の発生に関する情報が住民等から通報があったとき

(4) 避難情報発令の判断基準

ア 洪水（その他の河川）

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	1 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、基準1又は2に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	【災害が切迫】 1 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 2 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 3 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 【災害発生を確認】 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（関係機関からの報告等により把握できた場合） ※基準1～3を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、基準3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。
解除基準	当該河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合を基本として解除するものとする。

(5) 助言を求めることができる機関

機関	助言を求めることができる事項
室蘭地方气象台	気象に関すること
胆振総合振興局地域創生部危機対策室	災害情報及び被害情報に関すること 避難対策に関すること
胆振総合振興局室蘭建設管理部洞爺出張所	道管理河川施設に関すること 保有するリアルタイムの情報に関すること

(6) 避難情報の伝達

ア 伝達文

避難情報	伝達文
高齢者等避難	<p>こちらは豊浦町役場です。 大雨により、〇〇川の水位が上昇し、今後、氾濫するおそれがあります。 このため、〇時〇分に〇〇地区に対して高齢者等避難を出しました。 お年寄りの方等避難に時間のかかる方は直ちに〇〇〇〇へ避難してください。その他の人は、避難の準備をはじめてください。また、できるだけ隣近所にも声を掛けて避難してください。（繰り返します）</p>
避難指示	<p>こちらは豊浦町役場です。 <u>大雨により、〇〇川の水位が今後更に上昇し、床下浸水が起こるおそれがあります。危険な状態です。繰り返します。危険な状態です。</u> <u>道路冠水がいたるところで発生しており、床下浸水が起こるおそれがあります。危険な状態です。繰り返します。危険な状態です。</u> このため、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。直ちに〇〇〇〇へ避難してください。また、できるだけ隣近所にも声を掛けて避難してください。 なお、膝上の高さまで浸水している道路の通行は危険です。 また、流れが速い場合は歩行することができません。 無理せず、建物の2階へ避難し、救助を待ってください。（繰り返します）</p>
緊急安全確保	<p>こちらは豊浦町役場です。 <u>大雨により、〇〇川が増水し既に氾濫が発生しているおそれがあります。</u> このため、〇時〇分に〇〇地区に対して緊急安全確保を出しました。命の危険が迫っています。避難所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動し、直ちに身の安全を確保してください。</p>

※避難情報を伝達する場合の注意事項

- ・下線表示部分については、避難情報を出すに至った状況を伝達する。
- ・避難所については、具体的な名称を伝達する。

2. 土砂災害編

(1) 避難情報の対象とする土砂災害

対象とする土砂災害は、大雨・地震に伴う土石流・急傾斜地の崩壊とする。
なお、対象外とする土砂災害は次表のとおりとする。

種別	理由
地すべり	危険性が確認された場合、国や道等が監視・観測等の調査を行う。 その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、町として避難情報を発令
河道閉塞に伴う土砂災害	土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
深層崩壊	技術的に予知・予測が困難
山体の崩壊	技術的に予知・予測が困難

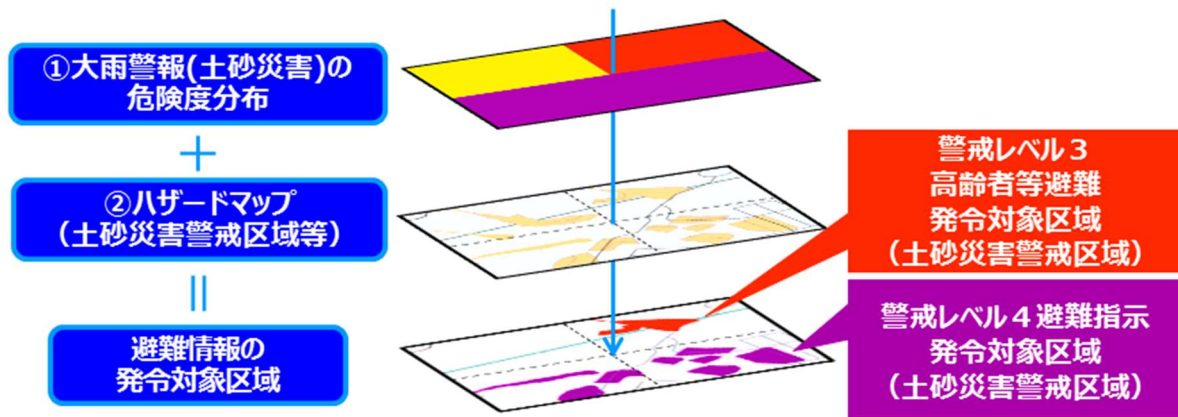
(2) 避難情報発令の対象地域

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布※1における危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域※2を基本とする。

また、状況に応じて、その周辺の区域を含めて避難情報を発令することを検討する。

※1 北海道土砂災害警戒情報システム「土砂災害危険度情報」
気象庁ホームページ「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」

ア 避難情報の発令対象区域のイメージ



(3) 避難情報発令を判断する情報

ア 北海道土砂災害警戒情報システム・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

(ア) 土砂災害警戒情報発表状況

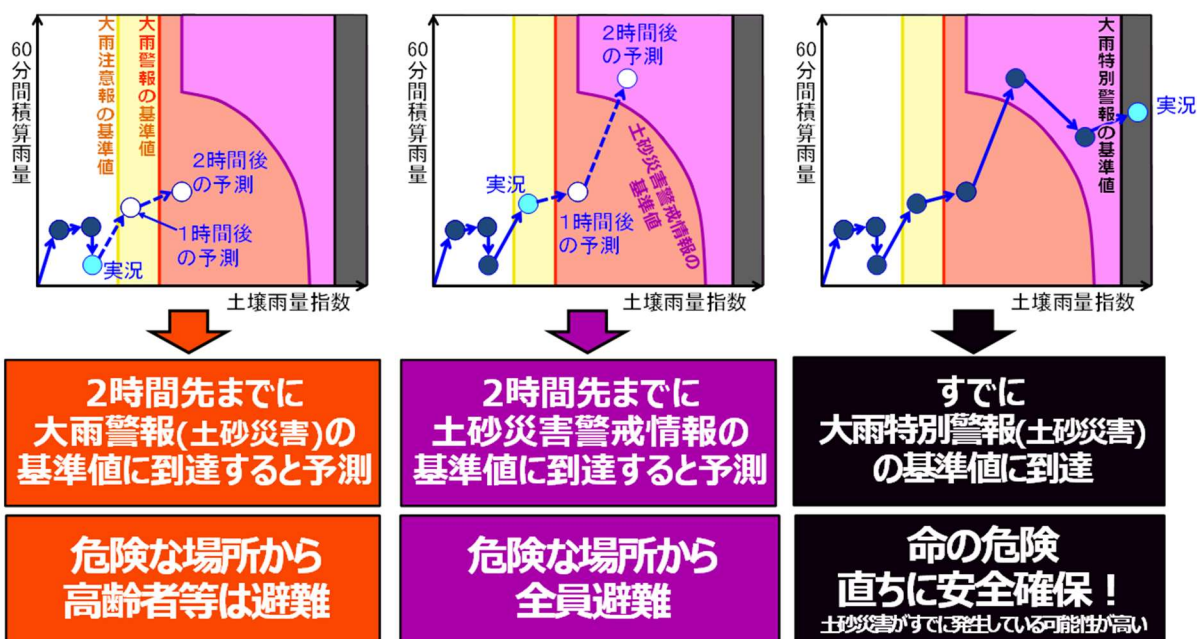
現在の発表状況と過去の発表履歴を表示

(イ) 土砂災害危険度情報

a 2時間先までの土砂災害の危険度を1km及び5kmメッシュで表示

b 土砂災害（特別）警戒区域、危険度判定図（スネーク曲線）、雨量情報を一画面に表示

表示	内容
黒（災害切迫）	実況で大雨特別警報（土砂災害）【警戒レベル5相当情報】判断基準超過
紫（危険）	実況または2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】判断基準超過
赤（警戒）	実況又は2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報】判断基準超過
黄（注意）	実況又は2時間先までの予測値が大雨注意報【警戒レベル2相当情報】判断基準超過
無色	2時間先までの予測値が大雨注意報【警戒レベル2相当情報】判断基準未満



イ 気象警報等

項目	提供元	説明	主な提供システム・サイト
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。	・北海道防災情報システム ・気象庁HP
大雨警報 (土砂災害)	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報(土砂災害)」「大雨警報(浸水害)」「大雨警報(土砂災害、浸水害)」という名称で発表される。	
土砂災害警戒情報	気象庁と道の共同発表	大雨警報(土砂災害)等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。 ※土砂災害警戒情報の対象は、急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)、土石流であり、地すべりは対象となっていない。	・北海道土砂災害警戒情報システム ・北海道防災情報システム ・気象庁HP
大雨特別警報 (土砂災害)	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報(土砂災害)」「大雨特別警報(浸水害)」「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」という標記で発表される。	・北海道防災情報システム ・気象庁HP
記録的短時間大雨情報	気象庁	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に発表される。	

□町の基準値(令和4年5月26日)

警報名・注意報名	基準	
大雨警報(土砂災害)	土壌雨量指数基準	146
大雨注意報	土壌雨量指数基準	78
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

ウ 異常現象の通報

次の異常現象の通報があった場合には、状況を勘案し、避難指示等の判断を行うものとする。

- (ア) 巡視活動から避難の必要性に関する通報があったとき
- (イ) 住民等から前兆現象の発生に関する情報の通報があったとき

(4) 避難情報発令の判断基準

避難情報の発令の判断基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令する。

ア 判断基準と対象地域

区分	判断基準
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1 大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報】が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」【警戒レベル3相当情報】となった場合※</p> <p>2 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報】に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※基準1について</p> <p>大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報】は、高齢者等の避難行動に要する時間を確保するために、土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】の基準から概ねさらに1時間前に達する土壌雨量指数の値を基準として設定している。</p> <p>ただし、台風等の精度良く予測できる現象の場合には、早めの警戒を呼び掛けるために、当該基準よりもさらに早い段階から大雨警報（土砂災害）を発表することがある。そのため、大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」【警戒レベル3相当情報】となった場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</p> </div>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】が発表された場合</p> <p>2 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」【警戒レベル4相当情報】となった場合</p> <p>3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合（土砂災害警戒区域以外の区域で発見された場合を含む。）</p> <p>※夜間・未明であっても、基準1、2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>【災害が切迫】</p> <p>1 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」【警戒レベル5相当情報】となった場合</p> <p>2 大雨特別警報（土砂災害）【警戒レベル5相当情報】が発表された場合 ⇒土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」【警戒レベル5相当情報】となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域に発令</p> <p>【災害発生を確認】</p> <p>3 土砂災害が発生した場合 ⇒家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域以外の区域で発見された場合を含む。）</p>
<p>解除基準</p>	<p>避難情報の解除は、土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報を基に今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本とするものとする。</p> <p>一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無等）等を踏まえ慎重に解除の判断を行う。この際、国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。</p>

(5) 助言を求められることができる機関

機関	助言を求められることができる事項
室蘭地方気象台	気象、地象、水象に関する事
胆振総合振興局 室蘭建設管理部事業室治水課	土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域に関する事 土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関する事 北海道土砂災害警戒情報システムに関する事 保有するリアルタイムの情報に関する事
胆振総合振興局地域創生部危機対策室	災害情報及び被害情報に関する事 避難対策に関する事

(6) 避難情報の伝達

ア 伝達文

避難情報	伝達文
高齢者等避難	こちらは豊浦町役場です。 これまでの雨や、今後の予想から、土砂災害の発生が予想されております。 このため、〇時〇分に〇〇地区に対して高齢者等避難を出しました。 お年寄りの方等避難に時間のかかる方は直ちに〇〇〇〇へ避難してください。その他の人は、避難の準備をはじめてください。また、できるだけ隣近所にも声を掛けて避難してください。 (繰り返します)
避難指示	こちらは豊浦町役場です。 土砂災害が発生する危険が非常に大きくなりました。 繰り返します。 土砂災害が発生する危険が非常に大きくなりました。 このため、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。 直ちに〇〇〇〇へ避難してください。また、できるだけ隣近所にも声を掛けて避難してください。 急斜面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れたなるべく頑強な建物等へ避難して下さい。 (繰り返します)
緊急安全確保	こちらは豊浦町役場です。 <u>すぐにでも土砂災害が発生する非常に危険な状態です。繰り返します。</u> <u>すぐにでも土砂災害が発生する非常に危険な状態です。</u> <u>〇〇で落石があり、すぐにでも崖崩れが発生する非常に危険な状態です。繰り返します。</u> <u>〇〇で落石があり、すぐにでも崖崩れが発生する非常に危険な状態です。</u> <u>〇〇で土砂災害が発生しており、大変危険な状況です。繰り返します。</u> <u>〇〇で土砂災害が発生しており、大変危険な状況です。</u> このため、〇時〇分に〇〇地区に対して緊急安全確保を出しました。 未だ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へ直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の谷側の高いところに避難して下さい。(繰り返します)

※避難情報を伝達する場合の注意事項

- ・下線表示部分については、避難情報を出すに至った状況を伝達する。
- ・避難場所については、具体的な名称を伝達する。

3. 地震編

(1) 対象とする地震による被害

- ア 地震による大規模火災が発生し、被害拡大のおそれが高まった場合
- イ 地震による家屋の損壊やライフラインの被災によって、その地域に居住することが困難な場合
- ウ 地震による道路の被災によって、その地域が孤立する可能性がある場合
- エ 余震による被害拡大のおそれがある場合

(2) 対象とする区域（警戒すべき区域）

土砂災害（特別）警戒区域 <input type="checkbox"/> 土砂災害（特別）警戒区域とその隣接区域
その他の場所 <input type="checkbox"/> 大規模火災が発生し被害拡大のおそれがある区域 <input type="checkbox"/> ライフラインが被災している区域 <input type="checkbox"/> 孤立している区域

(3) 避難情報を判断するための情報

次の被災状況を総合的に判断し、避難に関する情報を発令する。

- ア 地震によって大規模火災が発生し被害拡大のおそれがないか
- イ 家屋の倒壊のおそれがないか
- ウ ライフラインの被災によって、その地域に居住することが可能か
- エ 余震による被害拡大のおそれがないか
- オ 土砂災害が発生している地域がないか
- カ 孤立している地域はないか

(4) 避難情報の発令判断基準

避難情報	判断基準	対象地域
避難指示	<input type="checkbox"/> 地震による大規模火災が発生し、被害拡大のおそれが高まったとき <input type="checkbox"/> 地震により家屋の損壊やライフラインの被災によって、その地域に居住することが困難なとき <input type="checkbox"/> 余震による被害拡大のおそれがあるとき	適宜状況を勘案し対象地域を決定する
避難解除	当該地域の被災状況を踏まえ、総合的に判断する	

(5) 助言を求めることができる機関

機関	助言を求めることができる事項
室蘭地方気象台	地象に関すること
胆振総合振興局地域創生部危機対策室	災害情報及び被害情報に関すること 避難対策に関すること

(6) 避難情報の伝達

ア 伝達文

避難情報	伝達文
避難広報	<p>こちらは豊浦町役場です。 先ほど、発生した地震により、家屋の倒壊のおそれがある場合、電気、水道が使えない場合、〇〇〇〇へ避難してください。 なお、電気のブレーカーは必ず落としてから避難してください。 (繰り返します)</p>
避難指示	<p>こちらは豊浦町役場です。 先ほど、発生した地震により、〇〇で火災が発生しました。被害拡大のおそれがあります。繰り返します。〇〇で火災が発生しました。被害拡大のおそれがあります。 このため、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。 直ちに〇〇〇〇へ避難してください。また、できるだけ隣近所にも声を掛けて避難してください。 なお、電気のブレーカーは必ず落としてから避難してください。 (繰り返します)</p>

※避難情報を伝達する場合の注意事項

- ・下線表示部分については、避難情報を出すに至った状況を伝達する。
- ・避難場所については、具体的な名称を伝達する。

4. 津波編

(1) 対象とする地震による被害

- ア 大津波警報、津波警報、津波注意報のいずれかが発表された場合
 イ 最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき道が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等）において強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れがあった場合

(2) 対象とする区域（警戒すべき区域）

ハザードマップに示された津波災害警戒区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とする。

(3) 避難情報を判断するための情報

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5 m<予想高さ≤10m)		
		5 m (3 m<予想高さ≤5 m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m<予想高さ≤3 m)	高い	(高い) 標高の低いところでは、津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m≤予想高さ≤1 m)	(表記しない)	海の中では、人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なため行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(4) 避難情報の発令判断基準

避難情報の発令の判断基準は次のとおりとする。
 ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に判断し、避難情報を発令する。

避難情報	判断基準	対象地域
避難指示	□大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域
	□津波警報が発表された場合	海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低い ため、高さ3mの津波によって浸水が 想定される区域（当該区域の定め がない場合は、最大クラスの津波 により浸水が想定される区域）
	□津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等 で仕事する者、海水浴客等を念頭 に、海岸堤防等より海側の区域
	□停電、通信途絶等により、津波警報等を 適時に受けることができない状況にお いて、強い揺れを感じた場合、ある いは、揺れは弱くとも1分程度以上 の長い揺れを感じた場合	津波警報等を適時に受けることが できない1～3に該当する区域

- ※ どのような津波であれ、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的に発令しない。
- ※ 津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失が約3割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がることで、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることを考慮する。
- ※ 遠地地震の場合については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

(5) 助言を求めることができる機関

機関	助言を求めることができる事項
室蘭地方気象台	地象に関すること
胆振総合振興局地域創生部危機対策室	災害情報及び被害情報に関すること 避難対策に関すること

(6) 避難情報の伝達

ア 伝達文

避難情報	伝達文
避難指示	<p>【大津波警報、津波警報が発表された場合】 こちらは豊浦町役場です。 大津波警報（又は、津波警報）が発表されたため、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。 直ちに〇〇〇〇へ避難してください。できるだけ高い場所に緊急に避難してください。</p> <p>【停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合】 こちらは豊浦町役場です。 強い揺れの地震がありました。津波が発生する可能性があるため、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。 直ちに〇〇〇〇へ避難してください。できるだけ高い場所に緊急に避難してください。 （繰り返します）</p> <p>【津波注意報が発表された場合】 津波注意報が発表されたため、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。 海の中や海岸付近は危険です。 直ちに〇〇〇〇へ避難してください。できるだけ高い場所に緊急に避難してください。</p>